

福島県総合安全管理基本方針

～誰もが、いつでも、どこでも安心して暮らせる
安全なふくしまを目指して～

平成18年3月

福島県

— 目 次 —

第1	策定の背景と趣旨	1
1	県民の安全・安心を確保するための本県の取組み	1
2	安全・安心を取り巻く状況	1
3	総合的な安全管理の取組み	2
4	策定の趣旨	2
第2	総合的な安全管理の理念	3
第3	総合的な安全管理の行動指針	5
1	「県民が主役」、県民から出発してつくる安全・安心	5
2	産学民官の英知を結集し、連携・協力してつくる安全・安心	6
3	常に危機意識を持ち、未然防止や危機発生時の的確な対応の観点に立った 安全・安心	7
4	徹底した課題対応への取組みによる安全・安心	8
5	特性を生かした安全・安心な県づくり	9
第4	総合的な安全管理の重点的な取組み	11
1	未然防止の観点を加えた危機管理の強化	11
2	安全・安心な地域づくりに資する地域間交流の促進	12
3	地域コミュニティ、ボランティアやNPOとの連携・協力	13
4	産学民官の連携	14
第5	県民、事業者、民間団体、市町村、国に期待する役割	15
第6	総合的な安全管理の推進に向けて	16
巻末	本県の特徴について	17
	基本方針の策定経過	19

第1 策定の背景と趣旨

1 県民の安全・安心を確保するための本県の取組み

県では、「いのち・人権・人格の尊重」に結びつく県民の安全・安心の確保を、行政に課せられた最大の責務の一つとして、各分野において、現場を重視した迅速な対策を講じてきました。

例えば、平成10年の県南地方を中心とした集中豪雨被害への対応や平成16年の新潟県中越地震への支援業務などにおいて、被災地の状況を踏まえ迅速な対応を行ってきました。

また、首都機能移転への取組みを通して、幾重にも重なって築かれた地下鉄や超高層ビルの林立など、科学技術を過信した大深度、超高層の空間利用は、災害対策や危機管理という面から大きな脆弱性をはらんでおり、東京一極集中の問題として提起してきました。

さらに、平成14年8月に明らかとなった原子力発電所の一連の不正問題に対し、県民の安全・安心の一体的確保を図ることを基本として、原子力発電所の安全性に対する徹底した対応を行ってきました。

これらの安全・安心の取組みを通じて、経済効率性優先、情報公開の不徹底、縦割り行政の中での対応の遅れ、関係者だけで議論を進めるという国民的意思決定プロセスの欠如などの我が国における安全・安心に係る問題を提起するとともに、これらの問題を貴重な教訓として、現場の状況を踏まえた迅速な対応を図るなど安全・安心な県づくりを推進してきました。

2 安全・安心を取り巻く状況

グローバル化の進展、急速な少子高齢化の進行、経済の論理の偏重、地域におけるつながりの希薄化など、社会経済情勢が大きく変化する中で、県民の安全・安心を脅かす問題は後を絶たず、むしろ多様化、複雑化しています。

最近に限っても、全国的な広がりを見せるアスベスト問題や耐震強度偽装問題など、経済効率性優先や縦割り行政の弊害などといったこれまで本県が問題提起してきたことと同じ構造による問題が繰り返起こっています。

また、近年、国内外において大地震による被害が発生するとともに、地球温暖化が原因と疑われる異常気象により、局地的・集中的豪雨被害が増加しています。

その他にも、全国各地で子どもに対する凶悪事件が発生するなど、治安悪化が懸念されている問題、BSEや食品偽装表示など食の安全にかかわる問題、鳥インフルエンザに代表される感染症の問題、虐待などいのち・人権にかかわる問題、情報通信社会の進展に伴う消費生活にかかわる問題など、日々新たな脅威が発生してきています。

3 総合的な安全管理の取組み

このように多様化、複雑化する脅威に対応するためには、本県がこれまで行ってきた安全・安心の取組みを通じて学んできたことを、今後の施策に有効に生かしていくことが重要です。

また、地方分権の大きな流れの中で、国から出発する中央集権的なベクトルから住民を出発点とするベクトルに変え「県民こそが主役」との視点から、県は県民の立場に立ち、豊かな自然、強固な地盤、良好な水環境、学校でのいじめや暴力が全国最少レベルであることや全国的にも犯罪が少ないなどの本県の特性を生かし、本県独自の総合的な施策の展開に取り組むことが必要です。

さらに、県は、防災対策を始めとした危機管理の強化、犯罪防止、食の安全、医療の充実など各般にわたる県民の安全・安心の確保に関する課題対応に当たって、共通する理念を掲げ、行政内部の業務の垣根を取り払い、部局横断的な取組みを更に進めることが必要です。

このような県の取組みに加え、県民の安全・安心を確保するには、県民、事業者、民間団体、市町村、国などの様々な主体が、安全・安心に関する取組みについて共通の認識を持ち、協力・連携しながら、安全で安心な県づくりを進めることが重要です。

このような考えの下に進める安全・安心の確保のための取組みを、「総合的な安全管理」と位置付けます。

4 策定の趣旨

県として、総合的な安全管理についてどのような理念を持ち、その実現のためにどのような方針の下に取り組んでいくのかを示し、安全で安心な県づくりのために職員一人ひとりが共有し、各般の施策に反映させていくための総合的な行動指針として、また、県民、事業者、民間団体、市町村、国など様々な主体に総合的な安全管理の考え方に関する理解を得ながら、相互に連携・協力して県民の安全・安心確保に取り組むために、この基本方針を策定しました。

第2 総合的な安全管理の理念

県では、県民の安全・安心を確保することが行政に課せられた最大の責務の一つであるとの認識の下、安全・安心に関する様々な施策を展開してきました。

これらの施策展開の中から、県民の安全・安心を確保するための視点を以下のとおりまとめました。

視点1 県民・地域の立場からの出発

国に先駆け、宣言^{*1}として地方分権ビジョンを発信し、地方分権、権限移譲について積極的に取り組んできました。また、県民等の意見を聴きながらまちづくりの観点から大型店の立地について調整する条例^{*2}を制定しました。

この地方分権の大きな流れの中で、県土の保全、水源のかん養、災害の防止等の多面的かつ公益的機能を持つ過疎・中山間地域の振興など、地域の課題を常に県民の視点・地域の視点で考え、解決していくことが必要です。

視点2 産学民官の垣根を越えた連携

科学技術の発展の一方で、管理しきれないまでに巨大化した技術により安全・安心が脅かされる危険性が存在しています。

限られた分野や立場のみで解決できない課題に対応するためには、これまで行ってきた環境を修復・回復する技術開発や、森・川・海の健全な水循環を取り戻す取組みなど、多様な知恵を結集し、産学民官の各主体が垣根を越えて連携し、多面的な視点からの課題の解決を図っていくことが必要です。

視点3 未然防止の観点を取り入れた危機対応

一度失われた自然の復元は困難であることから、水環境の悪化を未然に防止する観点に立った条例^{*3}を制定し、地域の理解を得ながら取り組んできました。

このような未然防止の観点は、すべての分野に共通したものであり、日常業務自体が危機管理であるという認識の下、風通しのよい透明度の高い職場環境をつくるとともに、危機発生時の的確な対応や早期の復旧活動はもとより、県民生活や行政運営に悪影響を与える可能性をリスク^{*4}としてとらえ、事態の発生を未然に防止するための不断の取組みが重要です。

*1「宣言」 「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」(平成6年7月策定。平成18年2月には、同宣言進化プログラムを策定。)

*2「条例」 「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」(平成17年10月公布)

*3「条例」 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」(平成14年3月公布)

*4「リスク」一般的に、損失や事故などが発生する可能性をいい、被害の程度×発生確率で表されま

す。

視点4 徹底した課題対応

原子力発電所の安全対策など、県民の立場で国・事業者に対して徹底した情報公開を求め、県自体も徹底して情報公開を実施し対応してきました。

課題解決のため、安全・安心が最優先との意識を組織全体に浸透させ、県民との情報共有による相互理解を図るとともに、対症療法でなく問題の本質を究明して既存制度の見直しや新たな対策を講じるなど県民の安全・安心の確保についての徹底した取り組みが必要です。

視点5 本県の特性の活用

本県は、豊かな自然や猪苗代湖が連続して水質全国第一位になるなど良好な水環境に恵まれ、学校でのいじめや暴力が全国最少レベルにあり、全国的にも犯罪が少ないなどといった優位な特性を有しております。また、人口減少社会が現実化し少子化が進行する中で、合計特殊出生率が全国上位に位置しております。

これらの特性を生かした、特色のある安全・安心な地域づくりを推進することが重要です。

このような県民が安全で安心して暮らせる県づくりのための視点を踏まえ、総合的な安全管理の理念を次のとおり掲げ、安全・安心なふくしまを実現していきます。

総合的な安全管理の理念

「誰もが、いつでも、どこでも安心して暮らせる
安全なふくしま」

- ・ 県民から出発し、本県の優位な特性を生かしながら、多様な知恵を結集して取り組みます。
- ・ 未然防止や危機対応、事態収拾まで徹底して取り組みます。

第3 総合的な安全管理の行動指針

総合的な安全管理の理念を具体的に展開し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、次の行動指針を掲げ実行していきます。

1 「県民が主役」、県民から出発してつくる安全・安心

県民と行政の関係を、「国→県→市町村→県民」というタテ系列から県民を基本としたものに転換し、このことを安全・安心な社会実現の取組みの原点として掲げて行動します。

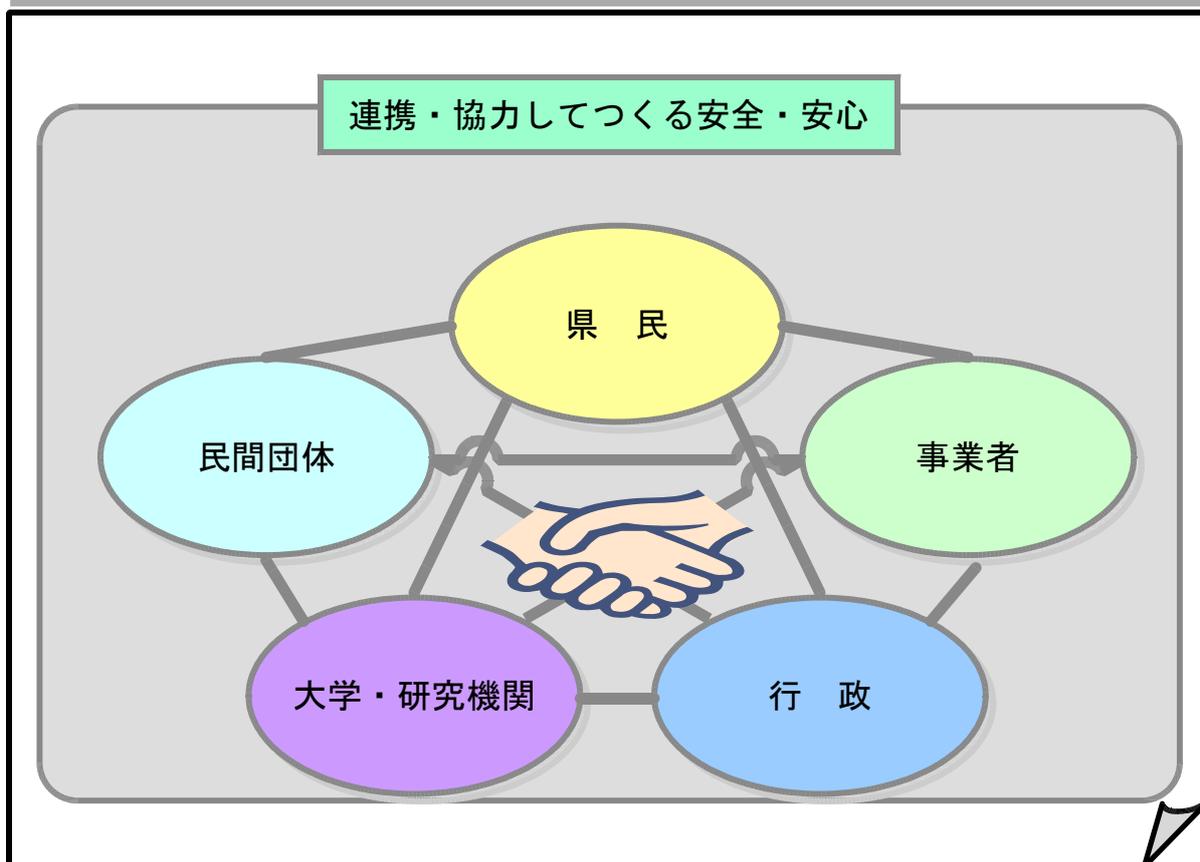
- 県民、地域が主役であり、県民の立場で考え、行動していきます。
- 県民の安全・安心を確保するためには、たとえ国が行う施策であったとしても、県民の視点、地域の視点から問題点を検証評価し、制度改善など積極的な提言をしていきます。
- 県民に最も身近な現場を第一に考え、現場で効果の上がる施策を先取りして実施し、柔軟に行動していきます。



2 産学民官の英知を結集し、連携・協力してつくる安全・安心

県民の安全・安心は、行政だけでは確保できません。県民、事業者、民間団体、と行政の各主体が一体となって取り組んでいきます。

- これまで解決が困難であった課題に対し、本県が提唱する「超学際^{*1}」的手法で取り組み、県民の多様な知恵を結集していきます。
- 安全・安心を取り巻く課題解決のため、各主体の役割を認識し、相互補完できるよう連携・協力を進めていきます。
- 各部局などの垣根を越えて、相互に有機的に連携しながら、課題解決に取り組んでいきます。
- 災害時の相互の助け合いにも大きな役割を果たす市町村や民間団体などの地域間交流を促進していきます。



*1 「超学際」 それぞれの分野・領域を超えて多様な知恵を結集するとともに、産学民官の各主体が幅広く連携することにより、諸問題の解決を図ることをいい、福島県独自の取り組みとして平成16年度から推進しています。

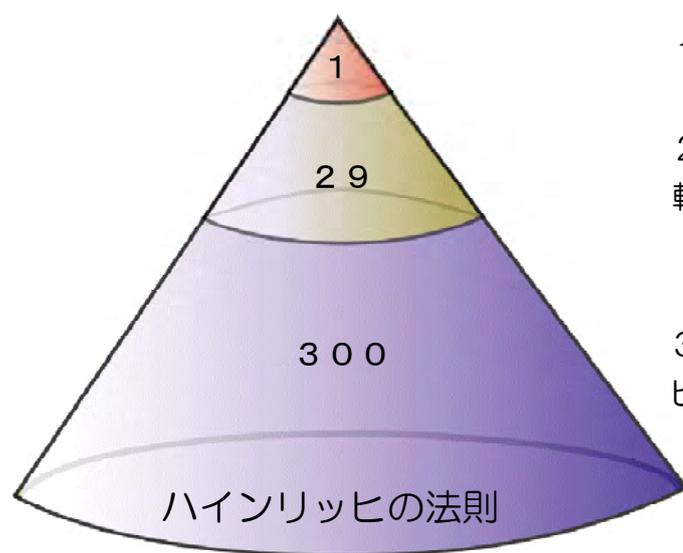
3 常に危機意識を持ち、未然防止や危機発生時の的確な対応の観点に立った安全・安心

私たちの暮らしは、常に危険や不安にさらされています。このことを自覚して初めて安全・安心確保のための対策ができることを念頭において行動します。

- 職員一人ひとりが、県民の安全・安心を脅かすリスクを常に意識し、感じ取ることでできる組織体質をつくりあげていきます。
- 大きな事故を防ぐには、日常の小さな事象も見逃さないことが大切です。ヒヤリ・ハット^{*1}の報告が上がりやすい職場環境づくりに努めていきます。
- ヒューマンエラー^{*2}があることを前提とした様々な防止策を講じていきます。
- リスクを総点検し、緊急的、あるいは中長期的に取り組むべき課題などを明らかにして取り組んでいきます。
- 危機発生時の未然防止策や被害の軽減策、危機発生時における的確な情報収集と情報発信、指揮命令系統の明確化など迅速な対応策や復旧策をあらかじめ準備していきます。
- 危機発生時には、県民の生命、身体、財産の保全を最優先に、各主体との情報共有、連携・協力の下、迅速かつ的確に対応し、速やかな復旧に努めます。

職員一人ひとりの危機意識

日ごろの小さな事象も見逃さない



1件の重大災害の背後には

29件のかすり傷程度の軽災害があり、その背後には

300件のけがはないがヒヤッとした体験がある

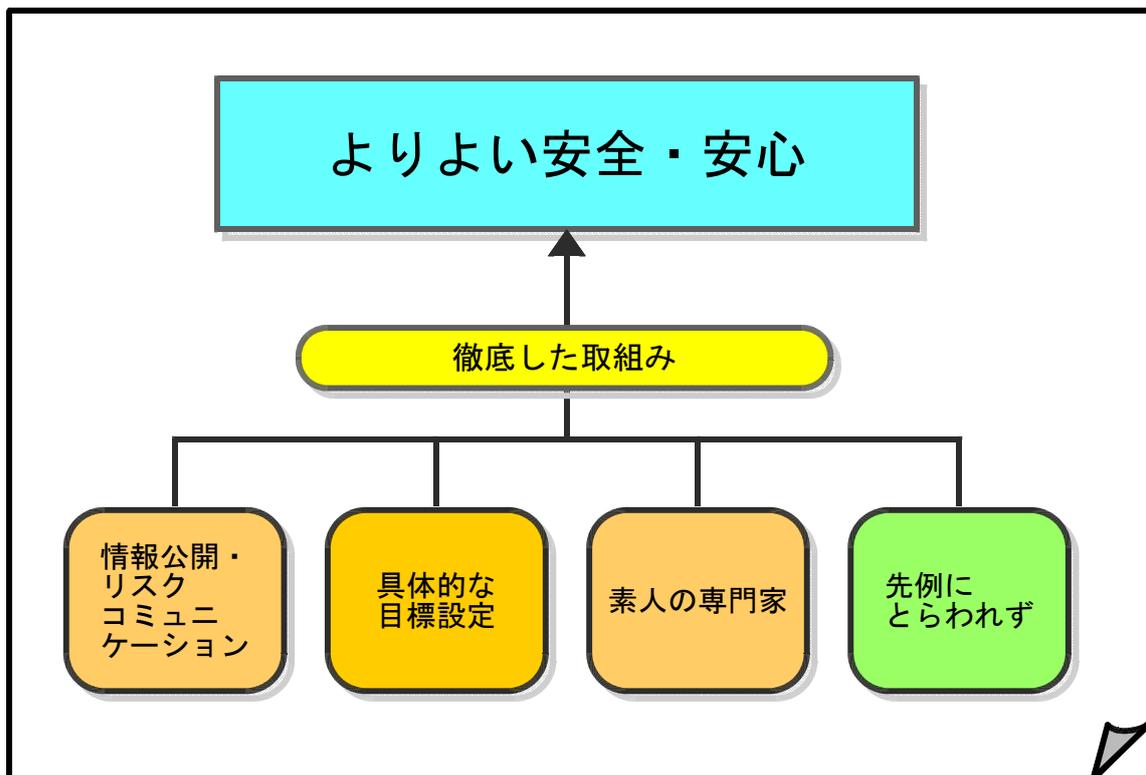
*1 「ヒヤリ・ハット」 ヒヤリとしたり、ハットするなど、「あわや事故（災害）になりかねない」事例のことをいいます。

*2 「ヒューマンエラー」 人間の判断や操作の誤りなどのことをいいます。

4 徹底した課題対応への取組みによる安全・安心

中途半端な取組みや問題の先送りが、結果として事態を深刻化させます。
県民とともに情報を共有し合いながら取り組んでいきます。

- リスクなどに関する徹底した情報公開やリスクコミュニケーション^{*1}に取り組めます。
- 国・事業者等に対して、必要な情報公開を徹底して求めていきます。
- 具体的な目標を掲げ、課題解決のための徹底的な取組みを進めていきます。
- 県民の安全・安心の追求に聖域を設けず、たとえ専門性の高い問題でも人任せにせず、「素人の専門家^{*2}」として問題解決に徹底して取り組めます。
- 先例にとらわれず、よりよい安全・安心を追求します。



*1 「リスクコミュニケーション」 県民を取り巻くリスクに関する正確な情報を、産学民官の各主体間で共有し、相互に意思疎通を図ることをいいます。

*2 「素人の専門家」 個別分野では素人ではあるが、独自の経験と学習により、十分な知識・情報を身につけた人という意味であり、問題解決にあたり、専門家の視点だけではない生活者としての様々な視点から物事を判断できる人をいいます。

5 特性を生かした安全・安心な県づくり

この「ふくしま」という地からの恵みを先人から引き継ぎ、未来から信託されたものとして守り、更に伸ばしながら、特色ある安全・安心な県づくりに生かしていきます。

- 多極分散型の県土構造や強固な地盤、良好な水環境など優位な特性を生かした県づくりを進めます。
- 首都圏に近接し、また6県と接する本県の地理的な特性を生かした安全・安心な県づくりに努めます。
- 学校でのいじめや暴力が全国最少レベルであることや、全国的にも犯罪が少ないなどの優位な特性の維持向上に努めます。

良好な水環境

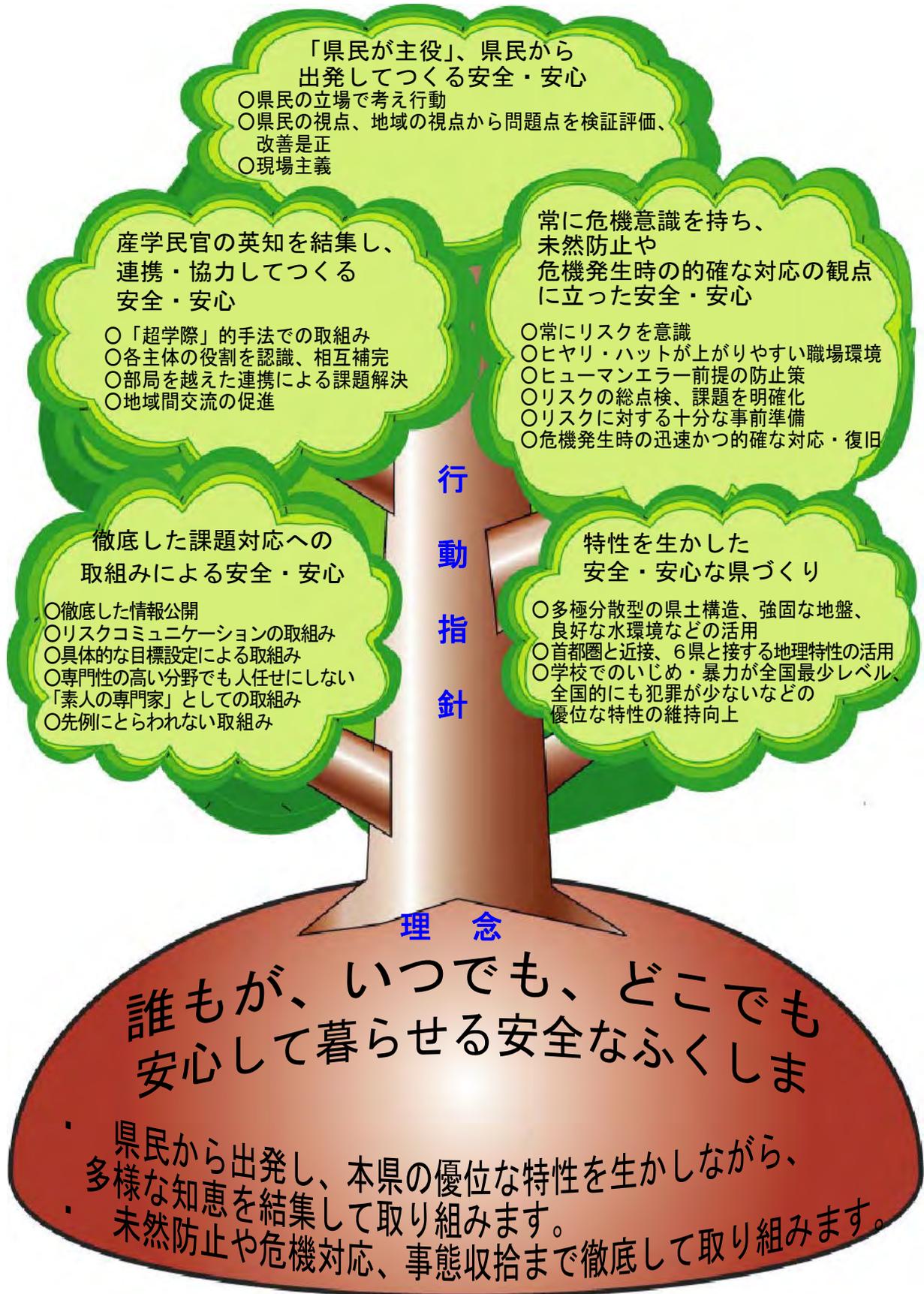


猪苗代湖は、湖沼の水質（COD）が三年連続で全国第1位になりました。

※ 平成16年度公共用水域水質測定結果（平成17年12月環境省発表）

※ その他巻末資料を参照

総合的な安全管理の理念と行動指針



第4 総合的な安全管理の重点的な取組み

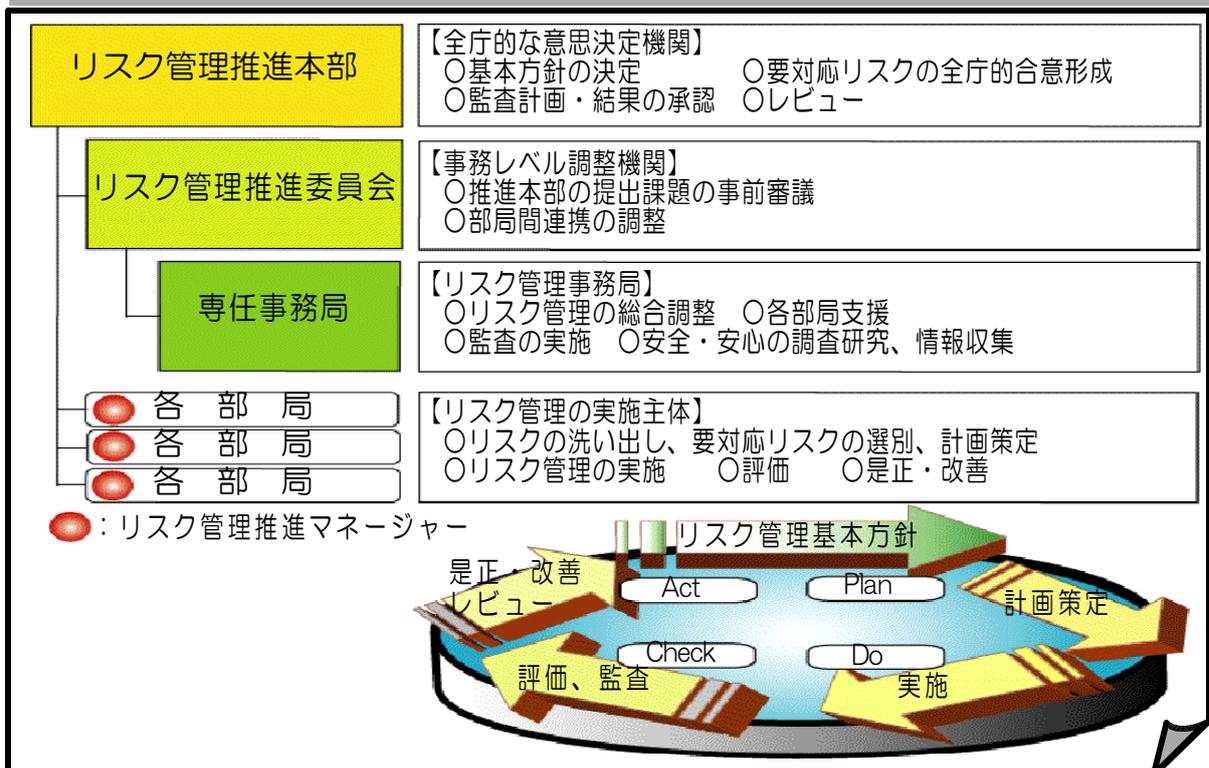
総合的な安全管理を推進する上で、特に次の事項について、重点的に取り組みます。

1 未然防止の観点を加えた危機管理の強化

県民の安全・安心を確保するには、危機発生時の迅速かつ的確な対応はもちろんのこと、リスクを抑制するための対策をあらかじめ講じておくことが必要です。

この未然防止の観点を加えた危機管理の強化を「リスク管理」として取り組み、各部局の取組課題に対する全庁的な共通認識を形成しながら、県民生活に影響が大きく緊急性の高いリスクへの対応力を強化します。

- 未然防止から危機発生時の対応、復旧までの総合的な取組みであるリスク管理を強化し、計画・実行・評価・改善というマネジメントサイクルにより継続した取組みを実施します。
- リスク管理を推進する体制として、推進本部、推進委員会及び専任事務局を設置し、各部局に推進マネージャーを配置します。
- この基本方針に掲げる総合的な安全管理の理念や行動指針を物差しとして、各部局が行うリスク管理の取組みを評価・検証し、是正・改善を図り、危機発生時の未然防止、被害の極小化に努めます。
- 県内外、民間の事例も含めた安全・安心に係る調査研究や情報収集を行い、類似事例の再発防止に役立てるシステムを構築します。



2 安全・安心な地域づくりに資する地域間交流の促進

日常的な地域間交流の積み重ねが、災害時の相互の助け合いに大きな役割を果たすなど県民の安全・安心の確保につながることから、本県とつながりの深い首都圏を始めとした地域との交流を促進します。

- 首都圏地方自治体等との交流関係を持つ市町村や民間団体による地域間交流のネットワークづくりを進めます。
- 県内市町村や民間団体が行う地域間交流を促進します。
- 地域間交流の県内情報や首都圏等の情報を収集し、県内外に情報発信します。

県内市町村の地域間交流状況

平成17年7月11日時点
(県内83市町村長あて照会結果)
(単位：件)

	姉妹都市等 ※国外除く	災害時の 相互援助 協定	消防相互 援助等	その他 ※締結等伴 わないもの	計
締結数等	39	51	52	35	177
計	38	40		20	98
うち 県外 含む	計	19	31	20	70
	うち 首都 圏 含む				
	東京都	7	10	13	30
	埼玉県	9	9	2	20
	千葉県	2	1	1	4
	神奈川県	1		4	5
	茨城県		2		2

※ 3団体以上の締結であっても、同一締結による場合は1件として数えている。

※ 災害時の相互援助協定については、3団体以上で締結しているものが含まれるが、首都圏の内訳は、2団体で締結しているものを表示しており合計は合わない。なお、3団体以上による締結数は合計22件ある。

【特徴】

- 姉妹都市締結から災害時相互援助協定に結びついている例は39件中、11件(28.2%)。うち首都圏対象とした姉妹都市締結から災害時相互援助協定に結びついている例は19件中8件。(42.1%)
- 締結の背景としては、姉妹都市関係による締結が8件、各種協議会組織加盟団体による締結が5件、定期的な交流関係があることからの締結が4件、締結先の保養施設等があることによる締結が3件、隣接する市町村であることからの締結が3件、その他8件

3 地域コミュニティ、ボランティアやNPOとの連携・協力

地域コミュニティ、ボランティアやNPOなど県民が主役となった自主的活動と連携・協力しながら、安全・安心な県づくりを進めます。

- 安全・安心な地域づくりに大きな役割を果たす地域コミュニティの機能を再確認し、その活動に役立つ情報提供・情報交換を進めるなど、市町村・民間団体等と一緒にその活動が活発になるよう努めます。
- 県民の安全・安心の確保のため、「自らのことは自らがやる」という自助の考えや互いに助け合うという「結い」の精神を生かしながら、県民一人ひとりが生き生きと活動できる地域づくりを進めます。
- ボランティアやNPOの様々な活動が安全・安心な地域づくりにつながることを認識し、その活動を支援するとともに、意見交換を密接に行い、多様な分野での連携・協力を一層推進します。

新しい動き(地域コミュニティ・ボランティアやNPOとの連携・協力事例)

本県では、地域コミュニティが比較的良く機能している地域がある一方で、地域のつながりが希薄化してきているとも言われています。このような中で、交通ボランティア団体や自主防災組織などが、地域の安全・安心を確保する上で大きな役割を担う一方、近年、地域コミュニティの機能を強化する新たな動きとして、以下の取組みが進められています。

○自分たちの街は自分たちで守ろうとする動き

「地域の安全は自分たちで守ろう」との共助意識の高まりから、各地で町内会や老人会などによる防犯ボランティア団体が数多く結成されてきています。また、「安全・安心な福島づくり懇談会」の提言(H17.12)でも、ボランティア団体等の活動に期待が寄せられています。

出典：福島県警察本部とりまとめ

	H15.12 末まで	H16.12 末まで	H17.12 末時点	増減(対 H15)
防犯ボランティア団体把握数	56 団体	96 団体	171 団体	3.2 倍

○子どもの安全確保のための動き

県内全小学校において、登下校時の子どもたちの安全を学校、保護者、地域が一体となって確保するため、毎日誰かが児童を「見守る」ことができる体制の構築を進めています。

活動(例)：登校時あいさつ運動、登下校時お散歩活動、見守り通勤運動、下校時の屋外活動、付き添い下校活動。

4 産学民官の連携

県民の安全・安心を確保するため、県民や事業者、民間団体、大学や研究機関、市町村や国などと連携・協力しながら取り組んでいきます。

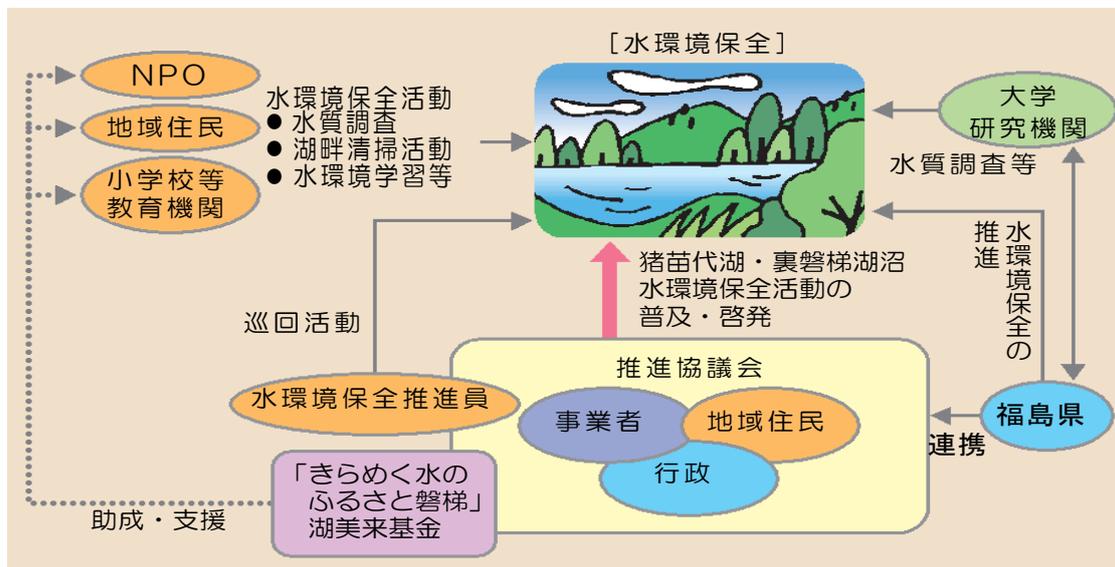
- あらゆる機会をとらえ、あらゆる主体との安全・安心に関する意見交換に努めます。
- 各分野の専門家との交流を図り、その幅広く専門的な知見や技術を活用し安全・安心な県づくりを進めます。
- 各界各層の県民が集い、安全・安心の県づくりについて活発な議論をし、参画する場の設置を検討します。

本県では、超学際という考え方の下に産学民官の連携を進めていきます。

超学際的取組み事例：

「猪苗代・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」を中心とした水環境保全活動

「猪苗代・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」では、猪苗代湖や裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全を推進するため、地域住民、事業者、行政などと連携して、普及啓発活動、研修会等の開催、水環境保全活動等への支援や協力などの取組みを行っています。



パンフレット「超学際的取組みの推進に向けて」を基に作成

第5 県民、事業者、民間団体、市町村、国に期待する役割

総合的な安全管理の取組みによる安全・安心な県づくりのためには、県はもとより、県民や事業者、民間団体や市町村、国など多様な主体が、連携・協力することが不可欠です。

「誰もが、いつでも、どこでも安心して暮らせる安全なふくしま」実現のため、これらの主体が理念を共有するとともに、それぞれの役割を理解し、互いに連携・協力することを期待します。

県民には

「安全は自ら守る」との意識を持つことが重要です。また、地域社会を守る構成員の一人として、身近な所での主体的な活動や県、市町村などの取組みへの積極的な参画を期待します。

事業者には

県民の安全・安心を最優先とした情報公開やその社会的責任を負う主体としての活動を行うことが重要です。行政や県民との連携・協力の下、安全で安心な県づくりへの積極的な参画を期待します。

ボランティアやNPOなどの民間団体には

地域活動の中心的な担い手として、その得意分野を生かした事業活動や、県、市町村などが行う安全で安心な地域づくりへの連携・協力を期待します。

市町村には

住民生活の安全・安心を確保するための最も身近な行政機関として、住民との情報共有、安全・安心確保につながる地域のコミュニティづくりなど、住民と一体となった取組みを進めるとともに、この基本方針の理念を共有し、県を始め、事業者やボランティア、NPOなど多様な主体との連携・協力を図りながら、安全で安心な地域づくりを積極的に進めることを期待します。

国には

国の事務は、地方自治体では対応できない広域的又は専門的な分野であり、例えば大規模災害や全国レベルで対応が必要な事案、高度な技術支援などにおいて、省庁間で密接に連携を図り、情報公開を徹底するなど、常に地域住民の目線に立った施策の展開と、県・市町村等との連携・協力を期待します。

第6 総合的な安全管理の推進に向けて

この基本方針は、個別の施策についての計画を定めたものではなく、県が総合的な安全管理に取り組むに当たっての理念や行動指針を示すものであり、県の長期総合計画や各部局が定める個別計画との整合性を図りながら、各部局が実施する県民の安全・安心を確保するための各般の施策にこの基本方針の考え方を反映させ、総合的な安全管理を推進していきます。

また、安全・安心な県づくりのためには、県のみならず、県民や事業者、民間団体、市町村、国など多様な主体がそれぞれの役割を果たし、連携・協力することが不可欠であるため、この基本方針についての周知や啓発に努めていきます。

巻末資料 本県の特性について

本県には、安全・安心な県づくりを推進する上で、更に伸ばし、生かしていくべき次のような特性があります。

1 地震保険の地域区分

本県は、県庁所在地における地震保険の基準料率（地域区分）が最も危険度の低い一等地となっており、これは近畿、東海北陸、関東甲信越、東北地方の中で唯一となっています。（損害保険料率算出機構による）

2 湖沼の水質

湖沼において、猪苗代湖が3年連続して全国1位となりました。（COD^{*1}比較）
「平成16年度公共用水域水質測定結果」（環境省調査による）

- ⑩ 猪苗代湖0.6mg/l（全国1位）
- ⑮ 猪苗代湖0.5（1位） 磐梯五色沼湖沼群0.7（2位）
- ⑭ 猪苗代湖0.6（1位） 磐梯五色沼湖沼群0.7（3位）
- 沼沢沼 1.6（4位） 小野川湖1.9 奥只見貯水池1.9（5位）

3 学校でのいじめや暴力

公立の小・中・高・特殊教育諸学校において、いじめの発生が2年連続で全国最少となり、暴力行為も全国的に少ない状況となっています。

「平成16年度児童生徒の問題行動等指導上の諸問題に関する調査」
（文部科学省調査による）

- いじめの発生件数（千人当たり）
 - ⑩ 本県0.1（全国1.6 全国1位） ⑮0.1（1.7 1位） ⑭0.3（1.6 2位）
- 暴力行為の発生件数（千人当たり）
 - ⑩ 本県0.3（全国2.6 全国2位） ⑮0.3（2.7 1位） ⑭0.4（2.5 1位）

4 合計特殊出生率*2

本県も含め少子化の傾向は顕著ですが、全国的に見ると合計特殊出生率が上位にあります。

- 合計特殊出生率 「人口動態統計」（厚生労働省による）
 - ⑩ 本県1.51（全国1.29 全国3位）
 - ⑮ 1.54（1.29 2）
 - ⑭ 1.57（1.32 2）
- （参考）年少人口割合 「国勢調査」（総務省による）
 - ⑩ 本県14.8%（全国13.9% 全国5位）
 - ⑫ 16.0（14.6 4）
 - ⑦ 17.9（15.9 4）

*1「COD」 化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）。水質等の汚れの度合いを示し、数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いことを示しています。

*2「合計特殊出生率」 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女子が一生の間に出産する子どもの平均の数を表しています。

5 犯罪発生状況

本県の犯罪発生率は、平成16年に全国第2位の減少率を記録し、17年においても大幅に減少しており、全国的にも犯罪が少ない状況となっています。

○犯罪発生率（刑法犯認知件数^{*1}/千人当たり人口） 刑法犯認知件数

⑰ 本県11.73件（全国17.76件 全国12位） 本県24,529件（全国2,269,293件）

⑯ 本県13.84（ 20.07 17 ） 29,137（ 2,562,767 ）

⑮ 16.83（ 21.86 28 ） 35,561（ 2,790,136 ）

○（参考）刑法犯認知件数増減率

⑰ 本県△15.8%（全国△11.5 全国11位）

⑯ △18.1（ △8.1 2 ）

⑮ △1.3（ △2.2 28 ）

※ 刑法犯認知件数：「犯罪統計資料」（警察庁による）

千人当たり人口：「推計人口」（各年10月1日現在。総務省による。ただし、平成17年においては、国勢調査人口（速報値）による。）

6 自主防災組織の状況

本県では、各市町村ごとに自主防災組織が結成されていますが、全国的にも上位の組織率となっています。

「消防白書」（消防庁による）

⑰ 本県77.6%（全国64.5% 全国11位）

⑯ 77.8（ 62.5 10位）

⑮ 76.0（ 61.3 10位）

*1 「刑法犯認知件数」「刑法」（暴力行為等処罰ニ関スル法律など一部の法律を含む。）に規定された犯罪（交通事故によるものを除く。）で、警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数を言います。道路交通法やその他の法律に規定された罪は含まれません。

基本方針の策定経過

- 総合安全管理室員（プロジェクトチーム）会議（14回開催）
- 総合安全管理ワーキンググループ会議（12回開催）

◇ 連携目標及び目標実行の工程表の決定（4/27 F・F型行政運営PJ会議）

- 危機対応事例の検証と情報収集（4月～）
- 本県の各種安全・安心施策・取組事例詳細調査（29項目）（6～7月）
- 県内市町村における地域間交流状況調査（7～9月）
- 外部講師によるリスクマネジメントの勉強会（7月）
- 災害時の疎開先等についての首都圏住民アンケート調査（521名）
（9～10月）

◇ 連携目標による行政運営システムの中時点検（10/21 F・F型行政運営PJ会議）

◇ 総合的な安全管理の推進フレーム中間取りまとめ（11/14 室員会議）

- 連携・協力のための意見交換（10市8町村、NPO等11団体）（11月）
- 安全・安心に関する意見交換（学識経験者3名）（11月）

◇ 総合安全管理基本方針（骨子案）（12/22 室員会議）

◇ 総合安全管理基本方針（素案）（1/20 室員会議）

◇ パブリックコメント（1/27～2/27）

◇ 総合安全管理基本方針（案）（3/6 室員会議）

◇ 総合安全管理基本方針の決定（3/27 政策調整会議）